

平成 27 年 網走市議会
総 務 経 済 委 員 会 会 議 録
平成 27 年 9 月 14 日（月曜日）

○日時 平成27年 9 月14日 午前10時20分開会

○場所 委員会室

○議件

1. 意見書案第 2 号 「平和安全法制整備案」及び「国際平和支援法案」の今国会以降の更なる慎重審議を求める意見書について
2. その他

○出席委員（8名）

委 員 長	渡 部 眞 美
副 委 員 長	井 戸 達 也
委 員	川原田 英 世
	工 藤 英 治
	佐々木 玲 子
	田 島 央 一
	立 崎 聡 一
	松 浦 敏 司

○欠席委員（0名）

○委員外議員（1名）

議 長	山 田 庫司郎
-----	---------

○傍聴議員（6名）

小田部 照
金 兵 智 則
栗 田 政 男
近 藤 憲 治
永 本 浩 子
平 賀 貴 幸

○事務局職員

事 務 局 長	鈴 木 直 人
次 長	永 倉 一 之
主 査	小 林 久 一

午前10時20分開議

○渡部眞美委員長 それではただいまより総務経済委員会を開催いたします。

本日の委員会は、意見書案 1 件について審査をいたします。

意見書案第 2 号、「平和安全法制整備法案」及び「国際平和支援法案」の今国会以降のさらなる慎重審議を求める意見書についての審査となります。

それでは、早速審査に入りたいと思います。

○松浦敏司委員 先ほど本会議で提出者から提案理由が述べられましたように、私もそこに賛同する一人としてであります。まさに今週の17日に委員会で強行され、そしてその日、もしくは18日には本会議でもこの法案が強行されるのではないかというような報道もなされているところでありまして、まさにこれは急を要する状況になってきているという点で、これは相当内容的にはやわらかい形になっておりますので、6 月議会の審議の状況からしても、これは網走市議会としてこの意見書を採択し、直ちに政府に送るということが求められているというふうに思いますので、ぜひ採択をお願いしたいと思います。

○工藤英治委員 今回の意見書、現在まで種々議論してまいりました。今国会での廃案を求める意見書の継続性の線上にあると思っております。安保体制は、国を守る根幹として現在まで時代の要求にあわせて解釈の変更を重ねてきて、地政学的見地、また激変する国際情勢を勘案しますと、現在の安保体制では自国を守るには不十分と考えることは当然でございます。また、現在の安保体制で自国を守る、そのコストは、はかり知れないものと認識をしております。平和安全法制整備法案、また国際平和支援法案の制定推進は違憲性を含め、次善の策と考えております。これら種々を考え合わせ、こと今日に至っては慎重審議の意見書の提出には同意できないものと考えを表明させていただきます。

○佐々木玲子委員 私どもも、そもそもの今回の安全保障法案は憲法第 9 条の平和主義、また専守防衛の原則を堅持した安全保障政策の構築を目指したのが今回の目的であり、真実だと思っております。そして、私どもは平和の党だからこそ抑止力を高めて戦争を招かないような、すき間のない体制を築いて、そして外交に生かすことが大切だと考えておりまして、国際社会の平和と安定に日本が貢献すると

ということも大切だと。そういう観点から考えますと、この安全保障法案というのは、私たちとしては認められません。そしてその慎重審議を求めるということですが、改めて私も前回の委員会以降どのような論議がされてきたか、自分なりの知り得る限り調査した結果、慎重な審議は十分されていると理解をいたしますので、今回の意見書については同意をしかねますということを表明させていただきます。

○田島央一委員 委員間討論になるかと思いますが、佐々木委員のほうから先ほどこの法案は認められないという一言があったのですが、それで慎重審議は尽くされたという、矛盾があるように聞こえたのですが。

○佐々木玲子委員 私は何か違ったことを言いましたか。すいません、どこの部分で私違ったことを言いましたか。

○田島央一委員 国会で審議されている安全保障法制に対して認められないといいながら、慎重審議は尽くされたと言われましたが、そこはどういうことなのでしょう。

○佐々木玲子委員 申し訳ありません。言葉を言いそびれたところがありました。

安全保障法案は絶対必要なものであるもので、廃案については賛成できないということで、そして慎重審議は尽くされたということを言いたかったのですが、言葉が足りませんでした。申しわけありません。

○田島央一委員 佐々木委員のほうに再度お聞きしたいのですが、先回の委員会のときに、私のほうから公明党の立場として、会派としてどういうスタンスなのかということをお聞きしたときに、慎重審議ですと。慎重審議を貫いてほしいということを佐々木委員、先週述べられましたが、今回、もう慎重審議は尽くされたと言われましたけれど、この1週間で何か変わったことがあったのでしょうか。

○佐々木玲子委員 先ほど申しましたように、その後、昨年からの国会での審議等全部、委員会での審議等、私が知りうる限りで調査した結果、私が思っていた以上に慎重審議がきちっとされていたと。また、前回の委員会の最中も国会で相当な議論が尽くされていて、その中で、前回の衆議院において採決に至った経過を聞きますと、もう審議の中身が同じことの繰り返しになってきていると。そういう点で慎重審議がもう尽くされたという結論に達したの

で、衆議院でも採決したということも、改めて、私ももう一度調べた結果、きちっと自分で確認ができました。そして、参議院においても80時間以上、特に野党の方には本当に大半の時間をその議論に尽くされている、配慮もされているということもわかりましたので、慎重審議がしっかりとなされているということが確認できました。ということで慎重審議については、私はできているという判断をいたしました。

○田島央一委員 慎重審議についての考え方なのですが、そうすると先週はたしか佐々木委員は慎重審議が重要であるということをここで述べられて、報じられたりもしていましたけれど、その前言は撤回するという事でよろしいですか。

○佐々木玲子委員 慎重審議というのはもちろん私たちは一番大事なことだと思い、その気持ちには変わりはありません。ただ、慎重審議がされたと判断ができたので、今回の意見書案には賛成できないと言っていることなのです。

○田島央一委員 私は永田町に勤めていたことがあるのですが、報道で見ていると法案として11個提出されています。その中で議論も110時間以上、議論経過してきたということで、ぱっと見は慎重審議は尽くされたというふうに見えますが、1つの法案について10時間、今、国会内で主要な政党、小さいところも含めると10党近くあり、持ち分で割っていくと、各党で1時間程度しか1本の法案について議論ができないという体制が、私は慎重審議がされたというふうには見ません。これは多分、認識の違いと報道でしか見ていない部分と中身、議員ですから国会の中でどういう議論がされているかというのをきちんと見極めなければいけないと思っていますので、その認識が相当違うなということを私は感じています。私も法案の中で賛成する部分もありますが、これは早急に決めたほうがいい部分の法案もあるのですが、大方まだ議論が不十分な部分も多々見られますので、その辺を含めて、個々の法案の議論をここでもしうがないうのですが、もう少し慎重審議に対する考え方というのを報道だけではなくて、国会の中身を見た観点でいかないと判断を誤るのではないかなという危惧を持っています。

その点についてもし何かお考えがあればお聞かせください。

○佐々木玲子委員 私どものほうの情報網から言わせていただきますと、今回の法案では最長116時間

となる議論がされていると。そういう中で、野党委員が政党、1政党、政党ではなくして、その審議の中に参加する野党の委員さんたち1人当たりの質疑時間は7時間以上にも及んでいると。そして総理の出席回数も出席時間も45時間を超えていると。そういうことを私たちは情報を得たものですから、これもしっかりと、私も調べなければすぐにわからなかったことなものですから、慎重審議に達しているなと判断をさせていただきました。

○田島央一委員 私も国会の中継をよく見ているのですが、議論がかみ合っていないのです。見ていると時間の長さは確かに確保されたというふうに認識されているかもしれませんが、例えば自衛隊の活動範囲を広げるといった場合に、それは広がることに対しては活動の広さ、地理的な面積の広がり、リスクが高まるという考え方、それぞれあるかと思うのですが、例えばリスクは高まります。自衛隊の行う内容が少しずつ変わって、弾薬の提供だとか、公海上での業務の見直しなどがかかってきた場合に、敵国というふうにみなされる可能性も高まりますし、リスクが高まるという議論があったときに、防衛大臣はひたすらリスクが高まらないということを繰り返していて、これで多分3～4日行っていたので、この時間はほとんど議論が尽くされたようには私には見えませんでしたので、数字だけ羅列して、慎重審議がなされたというふうにはなかなか私の目には見えなかったのです。そういう認識で自分はいますので、今回の意見書、議員提案から出てくるのは必然だったのかなと思っていますので、その辺も踏まえて、もうちょっと立ちどまって議論を深めていってもいいのではないかなと私は思うのですが、佐々木委員どうでしょうか。

○佐々木玲子委員 私としては、そのような認識ではなく、十分、去年からの法案の閣議決定から以降も、非常に私どもの党としては根本的な部分できちっと一つ一つ確認をしながら結論を導き出していますので、今いろいろなことを言われているような逸脱したようなことは全くないと理解をしていますので、十分審議を尽くされたと考えています。

○渡部眞美委員長 他の方の意見ございますか。

○松浦敏司委員 今、佐々木委員のお話を聞いていて、この意見書案が提出される前段で、提出者の川原田委員とやりとりする中で、基本的にはこれでいいだろうというようなお話も私は聞いておりましたので、今の議論の中で、いいと言っていた意見書に

ついて賛同できないという、その意味が私にはよくわからないのですが、この間のやりとりは一体どのように受けとめたらいいのか、私としては非常に困惑しております。

○佐々木玲子委員 文案についてある程度文言の訂正も求めました。ただ、最終的には会派できちっと議論した上でお返事をしようと思っていましたら、すでにその意見書案が出されていたので、私一人の意見で決められることではありませんので、それは最終的にはこの文言でいいのかどうかをお返事しようと思っていたときに、意見書が出されていたので、そこは誤解のないようにしていただきたいと思います。

○川原田英世委員 私は提出してないですと言ったのですが、いつ提出しているのを確認されたのかなと思うのですが、いかがですか。

○佐々木玲子委員 受け取り、文言をここと、ここという話をしまして、できましたと受け取り、会派で相談してきますねということで私は部屋に戻りました。お返事をしようと思って行ったときには、もういらっしゃらなくて、その後、意見書案が出されたと聞きましたので、私ども公明クラブの確認は取っていないということになります。

○川原田英世委員 あまりここで話をしても意味がないのですが、そういう認識があったということであれば、そういうことになりますね。

修正案は用意されているのか伺います。

○佐々木玲子委員 基本的に、私たちはこういう意見書案を出すという考えはありませんでしたから、修正案も何もありません。

○田島央一委員 川原田委員と佐々木委員のやりとりなので確認ですが、文書を持って帰って文言を整理してきたという認識でいいのですか。

公明党のほうでは会派で、お2人ですが、議論をされて一定の結論を出したということでしょうか。

○佐々木玲子委員 そうです。

○田島央一委員 文言を整理して持ってこようとしていたということですか。気づいたら提出されていたということは、文言を公明党の会派内で修正をして、川原田委員に意思を伝えようとしていたということでしょうか。

○佐々木玲子委員 基本的に文言的に過激な部分もあったという点について、最初に指摘をさせていただいた上で最終的に会派で議論した結果、これにつ

いて私たちは安全保障案については賛成なので、こういう慎重審議についてと言われても、もう既にそういう時期は逸しているなという認識もありまして、それについては賛成できないということをおうかなと思っていったということです。

○渡部眞美委員長 他の委員の方御意見ございますか、この意見書案について。

○立崎聡一委員 うちでは会派内で一応慎重審議させていただきました。そして、先ほど工藤委員のほうから発言があったとおりとになっているというのが事実でございます。

いろいろ意見はあると思います。ただ、それぞれの考え方もありますでしょうから、その辺はうまく説明するのはちょっと難しいのですけれども、なかなか平行線をたどったままなのかなというふうに感じるところでございます。

○田島央一委員 志誠会に質問ですが、さきの委員会のときにも、立崎委員のほうから志誠会としては継続、慎重審議を諮るべきだということの意見を出されました。今回については、この意見書には賛同できないと。この1週間で変わった理由は何でしょうか。

○工藤英治委員 前回のときも言いました。次善の策という形で慎重審議には同意したと。本来そういった形では私たちはないのだ。そのことは文言の中に入れたつもりでしたが。以上です。

○田島央一委員 私が聞いたのは、ここ1週間で先週、志誠会としてということで立崎委員のほうから慎重審議が必要だとお答えをいただきました。工藤委員のほうがお話していたのは多分、委員個人の見解ということで、警察予備隊から歴史的経過を踏まえた含蓄あるお言葉をいただいたと私は思っていますが、会派の意見としては慎重な審議が必要だということはいわれていましたが、この意見書案に賛同できないという理由が今のお話だとなかなか明確に聞こえてこないのですが、もうちょっと説明いただけますか。

○立崎聡一委員 はい、1週間の間にという、会派としての意見としてというお話が今出ているのですけれども、先週からいろいろお話をしました。当然、工藤委員とも同じ会派ですのでいろいろな慎重な御意見をいただきながら、私たちもそれぞれの立場でそれぞれ勉強をしながらお話をさせていただきました。

前回、6月のときのお話に戻るのですけれども、

そのときに慎重審議という案に対しての御意見もさせていただきましたし、今回は廃案ということでできました。まずそこからの取っかかりがあるので、それは認められないだろうという意見はすぐに一致したのですけれども、その中で慎重審議というお話もありました。いろいろ話した結果、今回に関しては、もう慎重審議の意見を出す段階ではないとか、基本的にこの法案に対しては私も賛成の立場でお話を進めているものですから、今回の件については同意しかねるというふうに結論付きました。

○田島央一委員 経過のほうは承知しました。

私どもの認識としては、タイミングがということで先ほどお話されましたが、まだ国会のほうで法案が採決されていけませんので、意見書を上げるのであれば、私はきょうのタイミングしかないと考えていました。

先回、議運のメンバーでも私ありますので、その中でもお話ししたのですが、国会の採決をにらむと、やはり国会採決が終わってから慎重審議を求めるといった意見を出すというのは的外れもいいところなので、14日、きょう結論が出るのであれば、委員会付託でも構いませんよということでお話をしました。

提出者の意図も含めて、きょう中にしっかりと白黒意見がつくほうが私はいいなと思っております。

法案の中身の話はそれぞれあります。私も賛成する部分も幾つかあります。周辺事態を含め北海道の漁師なども非常に、中国のほうから漁船が押し寄せているような状況を見ると、あそこまでいなくても似たような状況というのが実はいろいろなところでありまして、私は宗谷のほうにいたのですが、漁師の方がカニのカゴを盗まれたりだとか、私も在任中に不審船といいますか、座礁船が流れ着いてきたりだとか、かなり法案の不備があって対処できないものも幾つかあるのです。そういったところをクリアにする、周辺事態をしっかりとめ上げていくようなことの法案というのは必要性が非常に高いなと自分自身は感じていますので、法案のすべてということではないですけど、そういった中身の部分の議論をもう少し詰めてもらいたいなと私なんかは見るのですが、なかなか、先ほども申し上げましたけれど、議論がかみ合わないで時間が過ぎていくというようなことが大変多くて、本当に慎重な審議をしていかないとまずいのではないかなというのは幾つか散見されますし、あとこの法案を全部取り上げ

て、戦争法案のような呼び方をするのは、私も中身をきちんと議論していないのかなということと、しっかり見ていないのかなというところを懸念する部分も正直ありますので、本当に中身を見た議論をしていただきたいなという思いがありますので、継続した審議をしていかないと、それがまた一般の人に誤解して伝わっていくということが多々ありますので、そこも含めて自分自身としては慎重審議をしっかりやってもらいたいと思っています。

話を戻すような形になりますけれど、公明党の会派の皆さんと志誠会の皆さんは、ここ1週間で慎重審議と言っていたことが、私には対応が変わったようにしか見えなくて、どうしてなのかなというのが非常に疑問でありました。先週と今回の委員会を見て、何か変わったことあったかなと、今、考えたのですが、先週は署名を持ってきた人がいたので、もしかしてプレッシャーがあり慎重審議ですと言って、きょうは誰も署名を持ってきた人がおらず、報道の方はいますが、それがいなかったら急に違いますねという話をしているのではないかなというふうに私は個人的にはそういう印象を受けますので、そこをそうではないということがもしあるのでしたら御意見いただきたいなと思います。

○佐々木玲子委員 署名を持ってきた方がいるとか、それはあまりにも見当違いな話で、私は先ほども申し上げましたように、改めて慎重審議がされているかどうか、自分の知りうる限りでの情報を集めてこの1週間しっかりと調査した結果、慎重審議がされているなど。特にこれまでも、もっと前の段階での審議内容なども精査することをなかなかしていなかったために、今回改めてじっくりとこれまでの議論の情報を見ながら精査してみました。その結果、最近、後半にいたっては審議が、田島委員が言うようにかみ合わないという部分。それはかみ合わないのはなぜかということも私はあると思うのです。質問している方の質問する趣旨が、本来の中身からずれて自分の主観でいろいろな大きな疑問になっていることを問うためにずれてしまっているのではないかなというふうに私には見えています。ですから、基本的な議論というのはしっかりと沈着冷静に行われている場面も多々あると私は感じておりますので、十分これで慎重審議はされてきたと判断をさせていただいたので、きょうは慎重審議には当たらないという結論に達したということをお話させていただきました。

○渡部眞美委員長 ここで委員の皆さんに申し上げます。

今、種々議論をいただいたところでございますが、今回は整理をさせていただきます。

前回、当委員会のほうで、この法案にかかわる廃案について議論をいたしました。請願、意見書等、その結果を踏まえてこのような意見書案が出てきたという過程で、先ほど工藤委員のほうからもありましたが、その延長線上にあるのでということもありますが、今、意見が分かれています。

ここで言った言わない、いろいろこの意見書案が出てきた経過もあると思いますので、暫時休憩をとりたいと思います。

10分間休憩を取ります。

午前10時46分休憩

午前10時56分再開

○渡部眞美委員長 再開いたします。

○川原田英世委員 私は提出者でありますので、発言は今、控えながら聞かせていただいたところがありますが、ここで発言をさせていただきたいと思います。

前回の廃案を求める意見書、陳情等が提出された際は、先ほど田島委員からもありましたように、ずらっと関係される方が並び、提案の説明もされ、また陳情、署名もお持ちなられたという状況でありました。そのとき廃案というのはいかななものかという話の中で、慎重審議という言葉が皆さんの口からも出てきたという経緯もあり、そしてやはりあれだけの方たちが廃案だと言っている時点で、私はいずれにしても慎重審議が足りていないという結論にしかいかないのだと思います。何時間かかっているからどうだというお話もありました。百何時間をかけて、これまでで一番長いからということもありましたが、問題は時間ではなくて理解されたかどうかという1点でありまして、一言で理解される内容であれば、1時間、何時間、10分でもいいだけの話です。理解されないからこそ時間をかけて議論をしていくということが何よりも大切なわけでありまして、あのように対立の方たちがいると、その状況がまさに慎重さを求められるという1番大切なところだと思っています。その上で、私はこの陳情を提出させていただきました。なので、先ほどからお話がいろいろありましたが、今、私が言ったとおり、その意図を御理解いただきたいというのが私の提出意思であります。以上です。

○渡部眞美委員長 他の委員の方御意見ありますか。

○松浦敏司委員 今、川原田委員のほうから言われたように、問題は審議された時間ではなく、やはりどれだけ国民に理解されたのかということが本当に大事だというふうに思います。ましてや今回、法案が11本もあり、それから考えると、衆議院の中で特別委員会の委員長が強行採決が終わった後、これだけの11本もの法案を一括して審議するのはいかななものかというふうに、採決したあと委員長が言うほど、やはり非常に無理なものだと。1番最大の問題は、憲法を大きく解釈を変えるわけですから、これは100時間かけても理解できなければ、一定数の理解ができるまで議論しなければならない。今の現時点での世論調査をしても、今国会で成立はするというのが6割を超える国民が言っていると。説明責任も、政府の説明も極めてわからない。不十分だというのは80%から90%に近い人たちが思っていると。こういう中で、憲法をひっくり返すような法律を、本当に国会の数の力で通していいのかと、こういう問題なので、やはりもっと慎重に審議してほしいということが今回の意見書提出の願意だというふうに思うのです。そういう点でぜひ大事な問題なので、この意見書はぜひ採択をしてほしいと強く思います。

○川原田英世委員 大事なことを言い忘れていましたが、提出者でありますが会派として、まとまった意見としてこれは強く意見書は出すべきだということでもあります。

私は提出者。その中で代表となっただけのことでありまして、会派としてもそういう思いであることを添えさせていただきます。

○工藤英治委員 種々議論がありました。

私たちの会派も種々議論を重ねて今回の委員会に臨んでおります。この意見書案に関しましては、同意できないというのが結論でございます。

○佐々木玲子委員 前回は慎重審議という中で、私がつけ加えさせていただいたのが、実際、今お話を伺っていて改めて申し上げないといけなと思ったのは、慎重審議は尽くされています。しかし、国民の理解が得られていないという部分では、さまざま皆さんどれだけの情報を得られるか、個人差もありますし、そして専門性の高い内容ですので、何度も何度もお話を聞かなければ、理解が難しいということも確かで、ですから国民の皆さんへの理解を得るた

めの私たちの説明責任はまだまだあるというふうには考えております。ですから、慎重審議ではなくて、国民への説明責任を果たすべきだというのは私どもは考え方を持っております。

そして、強行採決というお話がありましたけれども、私の情報では採決前に、14日の理事会で野党側に提案した上で決めた。だからこそ採決前の締めくくり、総括質疑では、民主・維新・共産の野党各党が質問に立ち、維新は反対討論を行って、きちんとした手順を踏んだ上で採決をしたのであって、強行採決ではないと私たちは情報を得ておりますので、そここのところ私どもは強行採決という認識は違うということも申し上げさせていただいて、今回のあくまで意見書案につきましては、同意しかねるということを上申します。

○渡部眞美委員長 改めて提出者の立場から意見を述べて、それに答えていただく形でも同意できないという御意見は、公明クラブそして志誠会は変わらないということで、今、意見の一致は見えていないわけですが、会派ごとに、今、御意見を聞きまして、意見が一緒だということを考えますと、副委員長、何か同じということで何か御意見ありますか。

○井戸達也副委員長 つけ加えるとすれば、この間非常に反対の声が高まる中で、一方で国民に不安を与えるような過激な表現等がますます大きくなってきたという部分を含めると、慎重審議というよりは、この法案を逆に賛成するという立場で、私たちの会派は表明させていただきました。

以上です。

○渡部眞美委員長 ここで当委員会といたしまして、緊急性もあるということで、可決か否決か、この意見書案については決定をしなければいけません。

皆様に御意見をお聞きしまして、この意見書案に賛成の方は3名、賛同できないという方が4名という形になりますので、この意見書案については否決という取り扱いとなりますけれども、そのことはよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、意見書案第2号「平和安全法制整備法案」及び「国際平和支援法案」の今国会以降のさらなる慎重審議を求める意見書案については、意見の一致を見ないため否決とさせていただきます。よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

そのように報告をさせていただきます。

これをもちまして総務経済委員会を閉じさせていただきます。

午前11時06分散会
